

座間市生活困窮者自立支援指針（素案）に関する意見募集の実施結果について

平成26年12月25日から平成27年1月23日までの間、「座間市生活困窮者自立支援指針（素案）」について、意見募集を実施したところ、2名から10件の意見が提出されました。その概要は以下のとおりです。

意見の提出者数： 2名

意見の提出件数： 10件

意見に対する市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方（検討結果）・修正内容
1章	「1指針の背景と趣旨」については、おおむねその通りかと思うが、仕事がなく、生活困窮に陥る人が増えている背景を経済の伸び悩みや雇用形態の多様化だけで済ませて良いのか。「など」という表現でぼやかせてしまっているように思える。「社会的孤立」についても言及する必要はないのか。	生活困窮に陥る人が増えている背景として、経済の伸び悩み、雇用形態の多様化を記載しておりますが、こうした人は、単に仕事に就けないだけでなく、家庭や生活において様々な問題を抱えているという点も併せて記載しております。 そのため、「社会的孤立」は、「家庭や生活における様々な問題」に含まれると考えております。
1章	「2指針の位置付け」については、指針（素案）のとおり次期の地域福祉計画に反映してほしい。	座間市生活困窮者自立支援指針は、今後、平成28年から始まる第三期の座間市地域福祉計画に反映してまいります。
2章	「1制度の目的」と「2制度の概要」については、国の考え方を引用し、概念的なことが記載されている。特に指摘する点はない。	第2章では、市民の方が理解しやすいよう、国が制定した生活困窮者自立支援制度を分かり易く記載しました。
3章	「1(1)人口減少・少子高齢化の状況」の図3については、グラフの目盛の取り方により、人口の減少と高齢化率の関係が意図的、作為的に見えることがあり、検討が必要かもしれな	図3のグラフは、本市の人口減少と高齢化率の増加を分かり易く示したグラフです。

	い。	
3章	<p>「(2)生活保護の状況」については、座間市の被保護世帯状況について十分理解できた。ただ、なぜ、川崎市に次いで被保護世帯が多いのか疑問が出た。被保護世帯の座間市での居住年数などが分かると、その背景が見えてくるのではないか。</p>	<p>保護率が高い要因については、高い関心はありますが、過去からの経緯など様々な要因が重なった結果であり、これらを分析し、改善策を見出すことは非常に困難です。</p> <p>したがって、国からの情報や他市の状況等を参考にまいります。</p>
4章	<p>生活困窮者自立支援制度は、非常によい制度であると考えます。ただし、就労準備支援事業や子どもの学習支援事業等の任意事業は、これから準備を進めていくことでよいか。</p> <p>そうであれば、出来るだけ早く実現できるよう努力を重ねていただきたい。</p>	<p>制度開始の平成27年度は必須事業の実施を予定しております。</p> <p>任意事業の実施については、相談者の相談内容、社会資源の連携状況等を踏まえ、今後検討してまいります。</p> <p>また、事業を実施しない場合であっても、就労準備支援事業については、必要に応じて、地域若者サポートステーションを活用し、必要なサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>子どもの学習支援事業については、教育委員会、小・中学校、ボランティア団体と連携を図りながら対応してまいります。</p>
4章	<p>「3 就労準備支援事業（任意事業）」について、ぜひ、市内の事業所やボランティア団体等と連携を図り、就労支援策を講じてほしい。</p> <p>働きたいのに働けないという状況は改善すべきで、市内の事業所には市で補助金を出しながら、一定程度雇用を受け入れさせ、一定期間就労させて自立させるような仕組みを座間市で確立させられるようにされたい。また、専門技術が必要な者には、その取得への支援をする仕組みも必</p>	<p>制度開始の平成27年度は必須事業の実施を予定しております。</p> <p>任意事業である就労準備支援事業の実施については、いただいたご意見、相談者の相談内容、社会資源の連携状況等を踏まえ、今後検討してまいります。</p> <p>また、事業を実施しない場合であっても、必要に応じて、地域若者サポートステーションを活用し、必要なサービスの提供に努めてまいります。</p>

	要である。	
4章	<p>「5子どもの学習支援事業（任意事業）」について、特に小学校低学年からきめ細やかに対応することが大切である。</p> <p>家庭で学習できる環境にない子ども達には、学校や文化センター、コミュニティセンターなどの公共施設を活用し、学生ボランティアや高齢者の力を借りて、その支援を行ってほしい。</p>	<p>制度開始の平成27年度は必須事業の実施を予定しております。</p> <p>任意事業である子どもの学習支援事業の実施については、いただいたご意見、相談者の相談内容、社会資源の連携状況等を踏まえ、今後検討してまいります。</p> <p>また、事業を実施しない場合であっても、教育委員会、小・中学校、ボランティア団体と連携を図りながら対応してまいります。</p>
4章	<p>生活保護受給者の中には、それに適さない者もいるとの報道がある。座間市にはそうした受給者はいないのだろうかとの疑問を持つ。生活保護を受けることで仕事ができるのに、生活保護費に頼って自立しないという状況があるとすれば、直ちに改善してほしい。</p> <p>また、働きたいのに、現在の社会状況の中で働けないというものが座間市内でどれだけいるのかを把握し、そうした方々に自立できるような積極的な支援を行ってほしい</p>	<p>生活保護受給者の自立に向けた取り組みについては、適切に行っております。</p> <p>働きたいのに働けない生活困窮者の方については、生活困窮者自立支援制度の中で適切に対応してまいります。</p>
5章	<p>生活困窮者の自立に向けた支援には、社会の応援が何より必要だと考える。座間市民全体で、こうした方々の自立を支援しようという機運や雰囲気を作ることが何より必要なことだと考える。</p>	<p>今後、市の広報等の活用により、市民の方等を対象に生活困窮者自立支援制度の周知及び理解に努めてまいります。</p> <p>また、制度に対する企業、ボランティア団体等の理解を得ながら、社会資源の把握、連携を進めることで、生活困窮者の自立支援をより一層充実していきたいと考えております。</p>